

■郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳を持っている方で、次のような障がいのある方または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、郵便などによる不在者投票をすることができます。

郵便などによる不在者投票をするには「郵便等投票証明書」が必要になり、交付までに日数がかかりますので、お早めに利根町選挙管理委員会へ申し出てください。

郵便などによる不在者投票をできる方

	障害名	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級・3級
	免疫、肝臓の障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

■選挙公報

選挙公報は、8月25日(金)までに新聞折り込みで配布するほか、役場、利根町公民館、利根町図書館、利根町生涯学習センター、利根町保健福祉センターにも設置します。

新聞未購読などの世帯の方で、選挙公報の郵送を希望される方は、利根町選挙管理委員会までご連絡ください。

問い合わせ先：利根町選挙管理委員会（役場総務課内） ☎ 68-2211（内線502）

茨城県知事選挙

大事な投票、忘れずに！



投票日 8月27日(日)

投票時間 午前7時から午後6時まで

8月27日(日)は、任期満了に伴う茨城県知事選挙の投票日です。県政の担い手を決める大切な選挙ですので必ず投票しましょう。

■投票できる方

次の2つの条件にあてはまり、選挙人名簿に登録された方です。

- ・平成11年8月28日までに生まれた方
- ・平成29年5月9日以前から利根町に住民登録をされ、引き続き住民基本台帳に登録されている方

※18歳・19歳の方も投票することができます。

- ※1 5月10日以降に県内の他市町村から利根町に転入された方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票できますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ※2 5月10日以降に利根町から県内の他市町村に転出された方は、利根町の選挙人名簿に登録されていれば町で投票することができます。投票する際、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要です。この証明書は、県内各市町村の住民票担当課で無料で発行されます。なお、県外へ転出された方は投票できません。

■投票所入場券

投票所入場券は、1枚の封書に同一世帯6人まで連記（家族7人以上は2通）されていますので、ご本人の投票所入場券を切り離して投票所にお持ちください。万一、投票所入場券が届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受け付けに申し出てください。

■期日前投票

仕事や旅行などのほか、疾病や身体の障害のため投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。なお、投票所入場券が届いていない場合でも、本人であることを確認することにより投票することができます。

投票する際、投票所入場券裏面の宣誓書にあらかじめ必要事項を記入していただくと、スムーズに投票が行うことができます。

投票期間	8月11日(金)から8月26日(土)まで
投票時間	午前8時30分から午後8時まで
投票場所	利根町役場1階多目的ホール

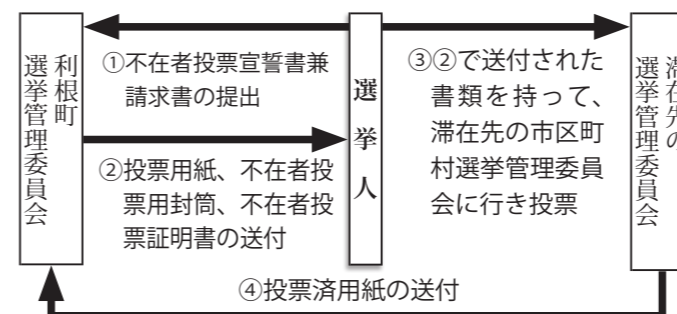
■不在者投票

次の条件にあてはまる方は、事前に手続きをすることで不在者投票をすることができます。

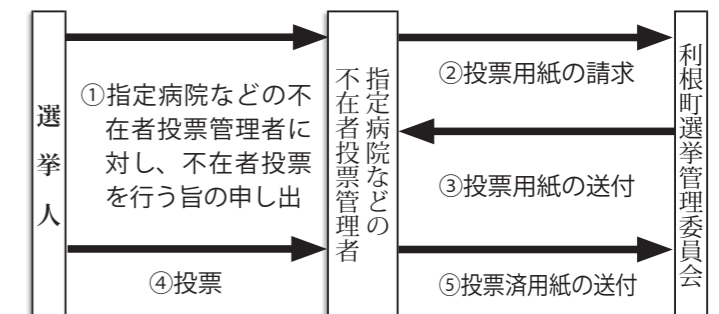
- ・仕事や旅行などの、長期の滞在などで投票日に投票ができない方
 - ※1 不在者投票の手続きには日数がかかりますので、できるだけ早めに利根町選挙管理委員会にご連絡ください。
 - ※2 不在者投票の手続きに必要な様式は、町公式ホームページからダウンロードすることができます。

- ・都道府県選挙管理委員会が指定する病院または老人ホームなどに入所されている方

滞在先での不在者投票の手続き



指定病院または老人ホームなどでの不在者投票の手続き



町内在住小・中学生年齢相当の県民交通災害共済の加入について

平成29年度から、町内在住の小・中学生年齢相当の方(※平成14年4月2日～平成23年4月1日生まれの方)を対象に、公費負担により県民交通災害に加入しております。つきましては、県民交通災害の対象となる事故が発生した場合は、速やかに警察に連絡の上、役場総務課まで連絡をお願いいたします。見舞金請求などに関するご説明をいたします。

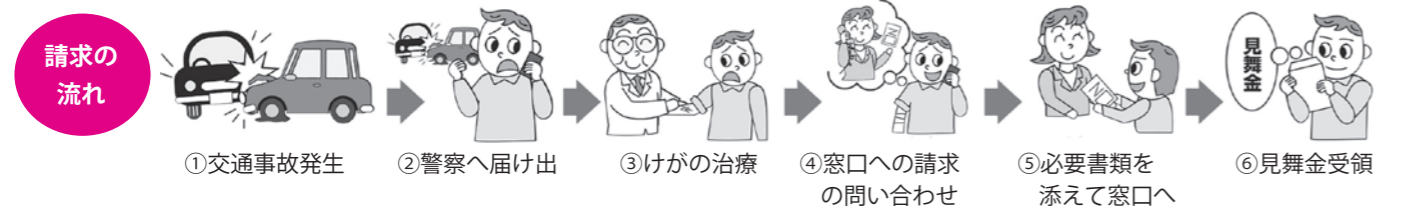
県民交通災害共済とは
交通事故によりけがをした場合に、治療日数に応じて、見舞金を給付する制度です。

1. 県民交通災害加入者：町内在住の小・中学生年齢相当の方
※平成14年4月2日～平成23年4月1日生まれの方

2. 共済期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日

対象となる交通事故
共済期間中に国内の道路上などを運行中の自動車、バイク、自転車などの接触、衝突、転落などの事故に伴う人の死傷（自損事故を含む）

1. 県民交通災害の対象となる事故が発生した場合は、速やかに警察に連絡の上、役場総務課までご連絡をお願いいたします。
2. 県民交通災害の詳細については、茨城県市町村総合事務組合のホームページをご覧ください。
HP http://www.shichouson-ib.or.jp/sougou/02_jigyou/02_kotsu.htm
3. 平成29年度中に町に転入された小・中学生年齢相当の方の共済加入期間は、転入月の翌月の1日から平成30年3月31日までとなります。



請求・問い合わせ先：役場総務課 消防交通係 ☎ 68-2211（内線501）